

生ごみ減量化処理機器 購入に助成金を交付

市では、ごみ減量化対策の一環として、家庭から排出される生ごみや事業所から排出される生ごみの減量を促進するため、生ごみの自家処理を前提とした助成金を交付します。



【対象】(1) 市内在住で生ごみ減量化処理機器を購入し、市内に設置している方
(2) 市内に事業所を有し、5キログラム以上の処理能力を有する生ごみ処理機器を購入し、市内に設置する方

【助成金額】(1) 処理能力が5キログラム/日以下の場合、2117へ。
(2) 処理能力が5キログラム/日以上の場合、購入金額が7000円まで、購入金額の半額、7000円を超えて1万2000円まで一律3500円、1万2000円を超えて6万円まで購入金額の3分の1、6万円を超えるものは一律2万円、(2)処理能力が5キログラム/日以上の場合、購入金額の3分の1の額または30万円のいずれか低い方の額、1000円未満の端数は切り上げ。

お忘れなく！ 軽自動車税の納期限は 5月31日です

バイクや軽自動車等の所有者に課税される「平成16年度軽自動車税」の納期限は、5月31日(月)です。納税通知書は5月中旬に発送します。

お気軽にご相談ください

民生委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域の中で児童福祉の向上を目指して活動する民間奉仕者です。また、児童委員も兼ねていて、児童福祉の向上を目指して活動

ご存じですか

5月17日(月)から23日(日)は「春の行政相談強調週間」です

この週間は、行政相談制度についてのPRと関係行事を積極的に実施し、広く市民の皆さんにこの制度を利用していただくために設けているものです。

行政と住民とのパイプ役として総務大臣から委嘱された「行政相談委員」が下記の通り行政相談を行います。役所の仕事などについて、「説明が納得できない」「処理が間違っている」などの苦情や意見・要望を積極的に受け付けますので、ご利用ください。

【日時】5月12日(水)午後1時～3時(予約不要)

【会場】市役所2階相談室

【相談内容】年金・保険、道路、河川、郵便、登記、福祉など行政全般

上記以外でも定例相談日(奇数月の第2水曜日)に、行政相談を実施しています。行政相談委員は、電話での相談も受け付けます。お気軽にご利用ください。相談は無料です。

市の「行政相談委員」は次の方です。新藤智子 ☎22・2286 栄田征子 ☎71・2416 當麻好雄 ☎73・7430

このほか、下記の窓口でも相談を受け付けていますので、どうぞご利用ください。

総務省東京行政評価事務所の「行政苦情110番」(☎0570・090110、ファクス03・5331・1761)

総務省のホームページ(アドレス = <http://www.soumu.go.jp/>)

東京総合行政相談所(☎03・3987・0229、西武百貨店池袋店内、休業日を除く毎日受け付け)

詳しくは広報課広報担当 ☎70・7708へ。

で、通知書に記載されている金融機関または上の原・ひばりが丘・滝山の各出張所でお納めください。

身体障害者・精神障害者または常時介護者で、減免を受けようとする場合は、納期限の7日前までに申請書を課税課(市役所2階)へ提出してください。

前年度に減免を受けている方で、軽自動車の使用実態にかかる報告書提出された方は、引き続き減免を受けられます。

詳しくは同課市民税係 ☎2331・2332へ。

社の上にも努めています。さらに、児童福祉に関することを専門的に担当する主任児童委員は、区域を担当する児童委員と一体となって、児童福祉分野での活動を展開しています。

民生委員・児童委員の仕事は、普段から地域の皆さんの諸問題や要望を把握することにも、悩みごとや心配ごとの相談に応じて、適切な指導・助言を行うほか、福祉関係機関や施設との調整など、その役割は福祉全般にわたっています。

市内には、74名の民生委員・児童委員と6名の主任児童委員が、まちなかの身近な相談役として、また、市民と行政をつなぐパイプ役として地域福祉の最前線で活躍しています。

近年、少子・高齢化や家族形態の変化など、福祉ニーズも多様化している中、地域住民の社会福祉への関心を高めることも、さまざま



な形での参加を促進する働きかけなど、市民福祉の向上に向けて活動を展開していきま

す。民生委員・児童委員は職務上知り得た秘密を守るよう法律で義務付けられていますので、安心して相談してください。

5月12日は 民生委員・児童委員の日

民生委員制度は、大正6年5月12日に岡山県で生まれた「済世顧問制度」に端を発し昭和23年に現行制度ができました。これを記念して、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」と定め、地域の方々の理解と協力のもとに一層活動を強化し、地域福祉を推進しよう、民生委員・児童委員の役割

募集



市職員 (清掃作業)

市では、16年7月1日以降に採用する職員を下表の通り募集します。

【募集要項の配布】5月6日(木)～13日(木)の午前8時半～午後5時(土曜・日曜日は除く)職員課市役所4階

【願書申し込み受け付け】5

職 種	募 集 員	受 験 資 格
清掃作業	若干名	・昭和49年4月2日以降の生まれで、高校卒業程度の学力および普通自動車運転免許(オートマチック車限定免許は不可)を有する方

憲法週間行事

講演と 映画の 集い

憲法週間にちなんで、東京都・東京法務局・品川区・東京都人権擁護委員連合会主催で人権問題の正しい理解と認識を深めるため、講演と映画の集いを開催します。

【日時】5月10日(月)午後1時半～5時

【会場】きゅりあん品川区立総合区民会館 ☎03・5479・4100(大ホール)品川区東大井5ノ18ノ1、JR京浜東北線・東急大井町線・りんかい線大井町駅下車

【内容】落語家の桂才賀氏の講演・少年院面接委員が語る現代青少年の心・今、社会は子どもたちに何をすべき

【入場料】無料

月12日(水)・13日(木)の午前9時～午後5時に、本人が直接職員課(市役所4階)へ持参してください

【試験日】5月23日(日)

詳しくは同課人事給与係 ☎70・7716へ。

不当請求による 被害が急増しています

携帯電話・インターネットのデジタル情報について、不用意に相手方に連絡を全く利用していない人、また間違えてアクセスしてしまったり、氏名や電話番号などの個人情報や伝えないよう支払請求を行う不当請求(架空請求)が急激に増えています。

単にアクセスしただけでは契約は成立しません。不当な請求には応じる必要はありません。

見知らぬ人からの連絡には、簡単に応じないよう心をつけましょう。

東京都消費生活総合センター ☎03・3235・1155へ。

携帯電話・インターネットのデジタル情報について、不用意に相手方に連絡を全く利用していない人、また間違えてアクセスしてしまったり、氏名や電話番号などの個人情報や伝えないよう支払請求を行う不当請求(架空請求)が急激に増えています。

単にアクセスしただけでは契約は成立しません。不当な請求には応じる必要はありません。

見知らぬ人からの連絡には、簡単に応じないよう心をつけましょう。

東京都消費生活総合センター ☎03・3235・1155へ。

【募集人員】1名

【応募資格】保健師の資格を有し、保健師実務経験10年以上の方

【応募方法】5月6日(木)～20日(木)の午前8時半～午後5時に市販の履歴書(写真添付)を職員課(市役所4階)まで持参してください。履歴書は返却しません。詳しくは同課研修係 ☎70・7716へ。

【勤務内容】市職員の健康相談業務等

【勤務時間】月16日以内の午前8時半～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)

【勤務場所】市役所本庁舎

【雇用期間】6月1日～17年3月31日(以降継続の場合あり。相談に心じます)

【報酬】当市規定による交

通費相当額は別途支給)

【募集人員】1名

【応募資格】保健師の資格を有し、保健師実務経験10年以上の方

【応募方法】5月6日(木)～20日(木)の午前8時半～午後5時に市販の履歴書(写真添付)を職員課(市役所4階)まで持参してください。履歴書は返却しません。詳しくは同課研修係 ☎70・7716へ。

【勤務内容】市職員の健康相談業務等

【勤務時間】月16日以内の午前8時半～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)

【勤務場所】市役所本庁舎

【雇用期間】6月1日～17年3月31日(以降継続の場合あり。相談に心じます)

【報酬】当市規定による交

保育士

市立保育園のパート・臨時保育士

市立保育園では、朝夕のパート保育士と、産休・育児・病休等の代替としての臨時保育士の登録を随時募集しています。

パート保育士・勤務時間は午前7時～8時半と午後5時～6時半(しんかわ保育園、ちゅうおつ保育園はくさん保育園は午後7時～10時)で、賃金は1時間当たり100円

臨時保育士・勤務時間は午前8時半～午後5時、賃金は1時間当たり930円

と有資格の方

【応募方法】履歴書(写真添付)を保育課(市役所1階)へ持参してください。登録制のため履歴書はお返ししません

詳しくは保育課保育係 ☎70・7745へ。